

Law & Practice 投稿規程

1 目的

『Law & Practice』への投稿の手続の明確化を図るために、この規程を定める。なお、本規程は、編集委員会が執筆を依頼した論文については適用しない。

2 投稿資格を有する者について

以下のいずれかに該当する者は、投稿資格を有する者として、『Law & Practice』に投稿することができる。ただし、以下のいずれかに該当する者であっても、投稿原稿が『Law & Practice』に掲載された者については、その掲載号の発行年月から起算して3年間を経過していない場合には、投稿資格を有しないものとする。

- (1) 早稲田大学在学者
- (2) 早稲田大学に在籍していたことのある者
- (3) 早稲田大学教職員
- (4) 『Law & Practice』編集委員会（以下、編集委員会とする）が特に認めた者

3 原稿の種類について

原稿の種類は、法学に関する論文のうち、公刊されておらず、かつ、他の媒体に投稿されていないものに限る。ただし、早稲田大学の授業における発表、頒布、提出は、ここにいう公刊及び投稿に含まない。

4 原稿の書式について

原稿の書式は、編集委員会が別に定める『Law & Practice』文書規程に従う。なお、投稿時に指定と異なる形式・引用方法が用いられていたとしても、審査時の評価には影響しない。

5 投稿の方法について

- (1) 投稿資格を有する者は、随時、原稿を編集委員会委員長宛に投稿することができる。
- (2) 投稿は、電子メール (waseda.lawandpractice@gmail.com) に原稿を添付することで行うこととする。件名は、「Law & Practice 投稿」とし、本文には、投稿者の氏名、及び、投稿資格を有する者のうち、いずれに該当するかを明記すること。
- (3) 各号の投稿期限は、編集委員会が投稿期限の6ヶ月前までに『Law & Practice』ホームページ上で公表する。
- (4) 編集委員会は、投稿を受理したときから1週間以内に、投稿の際に使用されたメールアドレスに受理した旨を通知する。

6 原稿の審査、掲載について

(1) 編集委員会による審査は、原則として、編集委員会が選任する者（以下、査読者という）による査読をもって行い、その査読結果に基づき、編集委員会が掲載の可否を決定する。なお、編集委員会は、査読に付する際に、投稿者を特定できる情報を排除する措置を講じる。

(2) 査読者は、査読対象原稿の受領後、原則として3週間以内に、査読の結果を、別に定める書式の査読結果報告書により、編集委員会に報告しなければならない。

(3) 査読の結果は、「掲載可」、「修正の上、掲載可」および「掲載不可」の3種類とする。査読者は、査読の結果を示すにあたり、必ずその理由を明らかにしなければならない。

(4) 査読の結果が、「修正の上、掲載可」であるときは、編集委員会は投稿者に対して、期限を付した上で必要な修正を求めなければならない。

(5) 修正された原稿は、編集委員会が修正内容を確認した上で、掲載の可否を決定する。

(6) 編集委員会が、掲載の可否を決定したときには、投稿の際に使用されたメールアドレスに通知する。

(7) 「掲載可」又は「修正の上、掲載可」とされた原稿について、掲載する号、掲載する順序等の決定は、編集委員会が行う。

(8) 掲載原稿の著作権は、投稿者に帰属する

(9) 編集委員会が特に必要と認めるときには、投稿者に対して、内容の変更に至る補正を求めることができる。

7 原稿の補正について

編集委員会は、掲載が決定された論文について、明らかな誤字や脱字の訂正、別に定める文書規程への適合、その他の内容の変更に至らない形式的な補正を求めることができる。

8 論文の公開について

(1) 『Law&Practice』に掲載された論文は、『Law&Practice』ホームページ及び早稲田大学図書館が運営する早稲田大学リポジトリで公開する。

(3) 投稿者は、投稿した論文が『Law&Practice』ホームページ、早稲田大学リポジトリ及び『Law&Practice』上で公開されることについて、何ら対価を請求できない。

最終改訂日：2023年2月15日